

# 行事の共催及び後援に関する取扱要領

長野県県民文化部文化政策課

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県（以下「県」という。）が県以外の者が行う文化芸術関係の行事を共催し、又は名義後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 公演会、展覧会、講演会、講習会、競技会等の集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (4) 主催者 行事を主催する団体をいう。
- (5) 共催者 主催者ととともに企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担する団体をいう。

(名義)

第3条 この要領による共催又は後援の名義は「長野県」とする。

(主催者の承認基準)

第4条 主催者（共催者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 国又は地方公共団体
  - (2) 県民文化会館、伊那文化会館、松本文化会館、飯田創造館、佐久創造館、県立美術館の指定管理者
  - (3) 学校等の教育機関又はその連合体（私立学校については、学校の広報を目的とした行事ではなく、文化芸術の振興に資する作品等の発表を目的とした行事であること、県民に広く鑑賞の機会を提供するものであることを明示した確約書の提出を求める。）
  - (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除くものとするが、文化財保護法の規定に基づき指定された文化財の所有者等として、その公開の事業を行う場合はこの限りではない。）
  - (5) 新聞、放送局等の報道機関
  - (6) 前各号に掲げる以外の団体で、その行事の内容が文化芸術の振興に資するものと認められるもの
  - (7) 上記に掲げるものを構成員に含む実行委員会（個人の申請を除く。）
  - (8) 営利会社が主催又は共催する行事については、原則として承認しないこととするが、その会社が主催することが最も適切であり、かつ営利を目的とせず長野県の文化芸術の振興に資するものについては、審査の上認めることができる。
- 2 主催者（その構成員を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。
- (1) 暴力団員又は暴力団その他の反社会的勢力である団体又は個人
  - (2) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(行事の承認基準)

第5条 行事の内容が、次に掲げるもの全てを満たすものであって、当該行事が確実に実施される見込みがあること。

- (1) 県民福祉及び文化の向上に寄与し、公益性のあるものであること。
- (2) 県の文化芸術振興に関する計画や方針に合致し、共催又は後援により県の施策の推進に寄与す

令和6年1月5日作成

ると認められるものであること。

- (3) 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若しくは政治的目的のための活動と認められるものでないこと。
- (4) 入場料、出品料、参加料及び作品返送料等を主催者が徴収する行事については、その費用について明示されており、専ら主催者等の利益を目的として行われるものでないこと。
- (5) 行事の対象又は効果が、特定の地域に限定されず、かつ、県郡市等の広範囲にわたるものであること。
- (6) 開催場所が県外である場合にあっては、次のいずれかにおいて開催される行事であること
  - ア 長野県関係施設
  - イ 文化芸術施設（その主催者が長野県と関係があり、多くの長野県民が参加することが期待できる行事を開催する場合に限る。）
- (7) 開催、開設の場所では、公衆衛生、災害防止について十分な設備及び措置が講じられていること。
- (8) 過去に共催し、又は後援した行事については、この要領に定める承認の基準及び承認の条件を履行していること。

#### (承認等の手続)

第6条 共催又は後援の承認を受けようとするものは、行事が開催される40日前までに様式1により次に掲げる書類を添付して郵送又は電子メールで申請を行うものとする。ただし、様式1についてはその内容を記載した任意の文書をもって代えることができる。

- (1) 主催者の役員名簿（ただし、国、地方公共団体の場合は不要。）
- (2) 主催者の定款、規約（ただし、国、地方公共団体の場合は不要。）
- (3) 行事の目的及び具体的な内容が記載された実施計画書又はこれに類する書類
- (4) 行事に係る収支予算書
- (5) 前各号のほか行事の承認に当たり必要と認める書類

2 承認又は不承認は、文書をもって通知するものとする。

3 申請した行事の内容に変更が生じたときには、共催又は後援の承認を受けた行事の主催者は、速やかに報告するものとする。また、重大な変更が生じたときは、様式1に準じた文書により変更申請すること。この場合、変更内容によっては承認を取り消すことができる。

4 第1項の申請又は前項の変更申請において、県が必要と認める場合には、主催者の活動について調査するものとする。

5 第4条及び前条の規定にかかわらず、主催者に法令に違反する行為が確認されたとき、その他県が不相当と認める場合には、共催及び後援の承認をせず、又は承認を取り消すことができる。

#### (実施結果の報告)

第7条 共催又は後援の承認を受けた行事の主催者は、行事の終了後30日以内に、様式2により当該行事の実施結果を報告するものとする。ただし、様式2についてはその内容を記載した任意の文書をもって代えることができる。

2 様式2に添付する収支決算書については、共催又は後援の承認を受けた行事の内容について記載するものとする。

3 行事の終了後30日以内に実績報告を行うことが困難な場合は、その理由について県に連絡するとともに、当該行事の開催年度の年度末までに提出するものとする。

#### (その他)

第8条 行事の共催にあたって、県は他の共催者との事務等の分担区分を明確にするものとする。

2 申請のあった行事の実施に際して、県は原則として経費の負担はしない。

- 3 共催又は後援の取り消しをしようとするときは、理由を明記した文書で行うものとする。
- 4 部局名又は課室名による共催又は後援は行わないものとする。

## 附 則

### (施行期日)

この要領は平成8年4月1日から施行する。

この要領は平成18年4月1日から施行する。

この要領は平成18年11月1日から施行する。

この要領は平成26年4月1日から施行する。

この要領は令和3年4月1日から施行する。

この要領は令和5年4月1日から施行する。

### (施行期日)

1 この要領は令和6年1月4日から施行する。

2 この要領の施行前に受理した申請については、なお従前の例による。